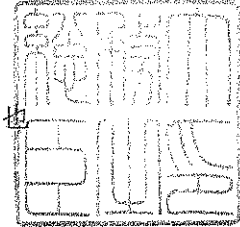


総政企第163号
平成20年5月12日

統計委員会委員長
竹内 啓 殿

総 務 大 臣
増 田 寛 也



諮問第8号

経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済セン
サス-基礎調査の計画の承認等について（諮問）

標記について、平成20年4月21日付け総統基第130号、総統基第131号及び総統基第129号により総務大臣から別添「経済構造統計の指定の申請について」、「経済センサス-基礎調査に係る承認事項について（申請）」及び「事業所・企業統計調査の中止について（申請）」並びに平成20年4月21日付け平成20・04・18統第1号により経済産業大臣から別添「商業統計調査に係る承認事項の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、これらの申請に対し、指定及び承認を行うに当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条及び第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(経済構造統計の指定、平成 21 年に実施される経済センサス-基礎調査の計画の承認、事業所・企業統計調査の中止及び商業統計調査の実施時期の変更について)

経済構造統計の指定

1 経済構造統計の検討経緯

我が国の産業統計については、産業ごと、所管府省ごとに異なる年次や周期で調査を実施、SOHO等、調査員調査では捕捉困難な事業所及び企業が増加、第三次産業に係る統計の不足等の状況にあることが指摘されており、GDPを推計するための基礎統計の不足等も懸念されている。

このような状況を踏まえ、政府は、「政府統計の構造改革に向けて」(平成 17 年 6 月内閣府経済社会統計委員会)「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月閣議決定)等において、全産業分野のすべての事業所及び企業を対象に、経済活動の実態を経理的側面からとらえる経済センサス(仮称)の整備を決定した。

以上の決定を受け、政府部内に設置された関係府省による「経済センサス(仮称)の創設に関する検討会」において具体的な検討が進められ、平成 18 年 3 月には経済センサスの枠組みが取りまとめられた。その後、経済センサスにより作成される統計を経済構造統計とすることとされたところである。

2 経済構造統計の枠組み

(1) 目的

事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにする。

(2) 統計法令上の位置付け

統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 2 条に基づく指定統計とする。

(3) 集計対象

農林漁家等を除くすべての事業所及び企業とする。

(4) 実施する統計調査

平成 21 年に事業所及び企業の捕捉に重点を置いた経済センサス 基礎調査(以下「基礎調査」という。)を実施する。

なお、今後、平成 23 年に経理項目の把握に重点を置いた経済センサス 活動調査(以下「活動調査」という。)を実施する予定もあるが、活動調査は、基礎調査の結果を調査設計に反映させる必要があることから、本諮問においては、基礎調査により作成される統計のみをその対象とする。新法下での諮問案件となる活動調査については、新たな経済構造統計として検討を行う予定である。

- (5) 作成者
総務大臣とする。

基礎調査の計画の承認

1 調査の目的

事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備すること、並びに我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的とする。

2 調査の期日

平成 21 年 7 月 1 日現在で実施する。

3 調査の対象

農林漁家等を除くすべての事業所及び企業等とする。

4 実施者

総務大臣が実施する。

5 調査事項

調査は、国及び地方公共団体の事業所以外の事業所を対象とする甲調査並びに国及び地方公共団体の事業所を対象とする乙調査で構成する。それぞれの調査事項は以下のとおり。

(1) 甲調査

ア 事業所に関する事項（名称、電話番号、所在地、開設時期、従業者数、事業の種類、業態）

イ 企業等に関する事項（経営組織、資本金等の額、外国資本比率、決算月、持株会社か否か、親会社の有無、名称、所在地及び電話番号、子会社の有無及び数、法人全体の常用雇用者数及び主な事業の種類、国内及び海外の支所等の有無及び支所の数）

(2) 乙調査

名称、電話番号、所在地、職員数、事業の種類、事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

6 調査の方法

(1) 甲調査

事業所及び企業の属性に応じ、調査員による調査、市町村による調査、都道府県による調査又は総務省による調査を行う。

(2) 乙調査

国の事業所については総務省が、都道府県の事業所については都道府県が、市町村の事業所については市町村が調査を行う。

7 結果の公表

集計した結果を刊行物又は閲覧に供する方法により次の期日までに公表する。

(1) 速報集計

平成 22 年 6 月末日までに公表

(2) 確報集計

ア 事業所に関する集計

平成 22 年 11 月末日までに公表

イ 企業に関する集計

親会社と子会社の名寄せ前の結果を平成 22 年 11 月末日までに、名寄せ後の結果を平成 23 年 3 月末日までに公表。

事業所・企業統計調査の中止

事業所・企業統計調査（指定統計第 2 号を作成するための調査）は、事業所の事業活動を調査し、我が国における事業所の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにし、各種統計調査実施のための事業所の名簿を得ることを目的として、昭和 22 年に事業所統計調査の名称で開始され、平成 8 年調査から、企業に関する調査事項を追加して実施されてきている。

今回、基礎調査が、これまで事業所・企業統計調査が果たしてきた上記の機能及び役割を果たし得ることから、統計法第 7 条第 2 項に基づき、同調査を中止する。

商業統計調査の実施時期の変更

商業統計調査は、商業の実態を明らかにし商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和 27 年から 2 年ごとに実施されてきており、その後、昭和 51 年以降 3 年周期となり、さらに平成 9 年以降 5 年周期で本調査を実施し、本調査の 2 年後に簡易な方法による調査（簡易調査）が実施されてきた。

「統計行政の新たな展開方向」（平成 15 年 6 月各府省統計主管部局長等会議申合せ）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」等を踏まえ検討を進めた「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」の決定である「経済センサスの枠組みについて」において、商業統計調査について、平成 21 年商業統計調査（簡易調査）は、報告者負担軽減の観点から経済センサスの創設に伴い廃止し、現在の商業統計調査（簡易調査）で調査している商業政策上必要な調査事項（商品販売額、売場面積等）については、平成 23 年に実施される活動調査において引き続き調査することとされたことを踏まえ、統計法第 7 条第 2 項に基づき、商業統計調査の実施時期を変更する。

(参考)

諮問の構成

内 容	根 拠	申請者
経済構造統計の指定	統計法第2条 【指定統計の指定】	総務大臣
「経済センサス - 基礎調査」の調査計画の承認	統計法第7条第1項 【指定統計調査の承認】	
平成21年に実施される事業所・企業統計調査の中止	統計法第7条第2項 【指定統計調査の中止及び変更】	
平成21年商業統計調査の実施時期の変更		経済産業大臣

経済構造統計の指定等について

経済構造統計の指定

検討経緯

政府統計の構造改革に向けて（平成17年6月 内閣府経済社会統計委員会報告）
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月 閣議決定）等



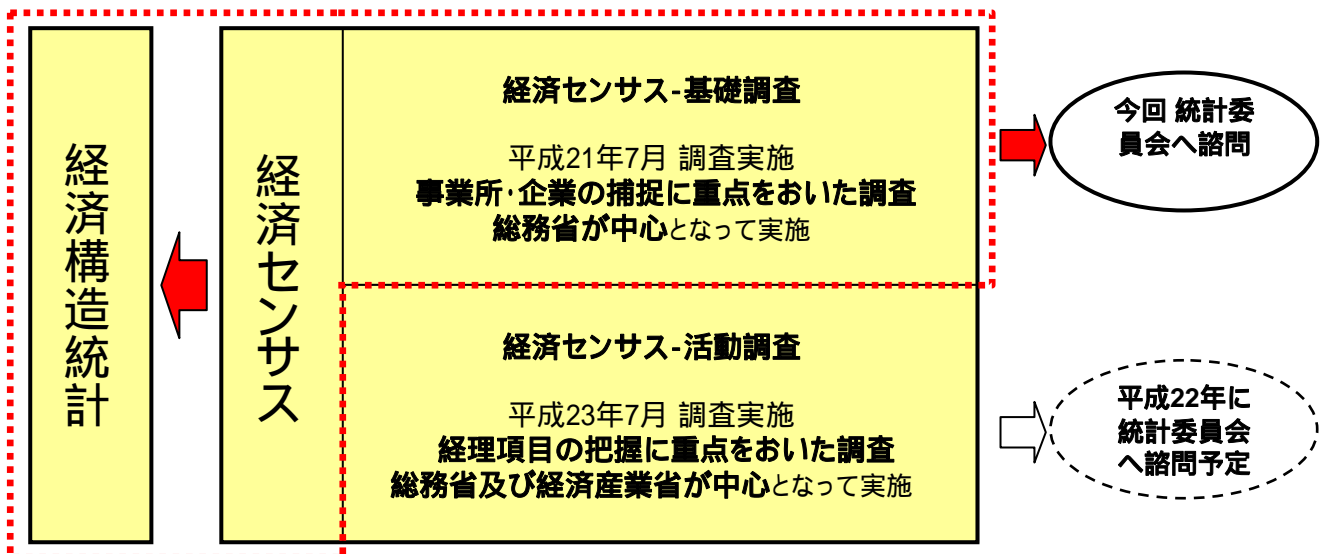
「全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計の整備を図る。」

経済センサスによって作成される経済構造統計の枠組み

関連する大規模統計調査の統廃合を行い、経済センサスを創設。
経済センサスは、統計法に規定される指定統計調査として実施。
平成21年に行政記録等の情報を利用して事業所・企業の捕捉に重点をおいた調査を総務省が中心となって実施。
平成21年に実施した調査によって得られた情報を有効に活用して、平成23年に経理項目の把握に重点をおいた調査を総務省及び経済産業省が中心となって実施。

経済構造統計の指定

経済構造統計の目的
事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにする。



経済センサス-基礎調査の計画の承認

調査の目的

事業所母集団データベース等の母集団情報を整備すること、並びに我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的産業構造を全国及び地域別に明らかにすること。

調査の概要

- < 調査の期日 > 平成21年7月1日現在
- < 調査の対象 > 農林漁家等を除く全ての事業所及び企業
- < 実施者 > 総務大臣
- < 調査事項 > ア 甲調査・・・国及び地方公共団体の事業所以外の事業所を対象に実施する。
(事業所に関する事項)
名称、所在地、経営組織、事業所の従業者数及び事業の種類 等
(企業等に関する事項)
資本金等の額及び外国資本比率、決算月、持株会社か否か、親会社の有無等、法人全体の常用雇用者数及び主な事業の種類 等
イ 乙調査・・・国及び地方公共団体の事業所を対象に実施する。
名称、所在地、職員数、事業の種類、事業の委託先の名称・所在地 等
- < 調査の方法 > ア 甲調査
事業所及び企業の属性に応じ、調査員による調査、市町村による調査、都道府県による調査及び総務省による調査を行う。
行政記録情報の活用・・・調査の対象となる事業所及び企業等の捕捉に当たり、行政記録情報(商業・法人登記データ)を活用する。
本社等一括調査による実施・・・複数の支店(事業所)を有する企業等については、本社において傘下の全事業所分を一括して調査を行う。
イ 乙調査
国の事業所については総務省が、都道府県の事業所については都道府県が、市町村の事業所については市町村が調査を行う。
- < 結果の公表 > 平成22年6月末日までに速報集計結果、同年11月末日(親会社と子会社の名寄せ後の結果については、平成23年3月末日)までに確報集計結果を公表する。

事業所・企業統計調査の中止

経済センサス-基礎調査によって、これまで事業所・企業統計調査が果たしてきた機能・役割を果たすことができるため、事業所・企業統計調査を中止する。

商業統計調査の変更

経済センサスの創設に伴う大規模統計調査の統廃合、簡素、合理化に関する政府内の検討結果を踏まえ、報告者負担軽減の観点から、平成21年に実施する商業統計調査(簡易調査)の実施時期を変更する。